



Tax Analysis

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年8月号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国外で行われる吸収合併に対する特殊税務処理の適用に関する判決

2015年12月、中国山東省煙台市芝罘区人民法院は、イタリアの企業2社が中国国外で吸収合併を行ったことにより生じた中国企業の持分の譲渡(出資者の変更)に対して、中国で特殊税務処理は適用できないという判決¹を下した。これにより、当該持分譲渡に係るキャピタルゲインに対して中国で課税すべきとした税務局の主張が認められたことになる。

再編取引に係る中国の現行の税務規定(財税[2009]59号を参照:以下「59号通達」)によれば、再編取引の企業所得税処理には一般税務処理と特殊税務処理がある。一般税務処理を適用する場合、再編が行われる時点で関連の持分または資産の譲渡損益を認識し、譲渡側の課税所得の計算に反映させる。これに対して、一定の条件を満たす再編取引に特殊税務処理を適用する場合、再編が行われる時点では関連の持分または資産の譲渡損益は認識せず、課税が繰り延べられる。クロスボーダーの再編取引については、基本的な条件に加えて、追加的な条件も満たさなければ、特殊税務処理を適用することはできない。

(1) 事案の概要

芝罘区人民法院が扱った事案は、原告である Illva Saronno Holding S.p.A.(以下「イタリア親会社」または「納税者」)が2012年7月に、株主総会の決議に基づき、その全額出資子会社である Illva Saronno Investment S.r.l.(以下「イタリア子会社」)を吸収合併したというものである。吸収合併後、イタリア子会社は会社登記を抹消し、そのすべての資産と負債(中国居住者企業である煙台張裕集团有限公司の33%の持分を含む)はイタリア親会社が引き継いだ。中国の税務局は、当該合併取引により、中国居住者企業の33%の持分が(イタリア子会社からイタリア親会社に)直接譲渡されたことになるが、その譲渡価格が独立取引の原則に従っていないと認定し、中国居住者企業の2012年6月30日時点の純資産簿価を基準に調整した譲渡収入に基づいて算出した譲渡所得に対して、10%の源泉税を課した。イタリア親会社は、59号通達の規定に基づいて、当該取引には特殊税務処理を適用できると主張し、中国とイタリアの租税条約における無差別待遇条項も引用した。この主張は不服申立てによっても認められず、イタリア親会社は訴訟を提起した。

¹ 当該判決は2016年4月に[中国裁判文書ネット](#)(中国語)で公表された。

芝罘区人民法院の判決内容は以下のとおりである。

- 今回の吸収合併により、実質的にイタリア子会社が保有していた中国居住者企業の33%の持分の譲渡が生じた
- 59号通達のクロスボーダー再編の規定に基づき、本事案の取引に特殊税務処理を適用することはできない
- 非居住者企業に適用される税務規則は差別的なものではないが、原告は課税の決定に対して異議がある場合、租税条約における相互協議の申立てをすることができる

(2) デロイトのコメント

59号通達の第5条では、再編取引に特殊税務処理を適用する場合に満たすべき5つの基本的な条件を列挙している。当該規定によれば、親会社が子会社を吸収合併する取引には通常、合理的な事業目的があることを前提として、特殊税務処理を適用することができる。しかし、59号通達の第7条によれば、企業で“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”が発生した場合、当該条項に規定される追加的な条件も満たさなければ、特殊税務処理を適用することはできない。第7条の規定は実質的に、特殊税務処理が適用できる“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”を次の3つの場合に限定している。

- 非居住者企業が100%の持分を直接保有する他の非居住者企業に、保有する中国居住者企業の持分を譲渡する場合。この場合、譲渡者である非居住者企業は少なくとも再編後の3年間、譲受者である非居住者企業の持分を譲渡しないことを前提とする
- 非居住者企業が100%の持分の直接保有関係を有する中国居住者企業に、保有する他の中国居住者企業の持分を譲渡する場合
- 中国居住者企業が保有する資産または持分をもって、100%の持分を直接保有する非居住者企業に投資する場合

中国居住者企業の直接の国外出資者が他の国外企業に吸収合併されることにより、中国居住者企業の出資者が変更される場合の税務処理につ

いては、これまで論争があった。特に、特殊税務処理を適用できるか否かを判断する際、59号通達の第5条のみを考慮すればよいのか、あるいは第7条のクロスボーダー再編の規定も同時に考慮すべきなのかについて、実務上、異なる見解が存在していた。59号通達では、各再編(資産買収、持分買収、合併および分割等)を定義する際、統一的に“企業”という用語を用いており、“居住者企業”と“非居住者企業”とを区分していない。そのため、字面から見れば、国外の非居住者企業による合併取引にも第5条の合併の規定が適用される。また、59号通達では“持分買収”と“合併”をそれぞれ定義していることから、第7条にある“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”の字面のみを見れば、第7条は合併取引には適用できないことになる。上記の事案における原告の主張も、このような観点によるものである。

しかしながら、国家税務総局が2013年に公布した72号公告では、異なる理解を示しているようである。72号公告では、59号通達第7条第(一)項にある“非居住者企業が他の非居住者企業に中国居住者企業の持分を譲渡する場合”には、国外企業の分割、合併によって中国居住者企業の持分の譲渡が生じる場合が含まれると規定している。この規定は、中国居住者企業の直接の国外出資者が、当該出資者の中国国外の子会社に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の持分譲渡に対して、特殊税務処理の適用を認めることを意図していると、一般的には理解されている。しかし、この場合、直接の国外出資者が合併後に登記を抹消することに伴い、当該出資者が保有していた中国国外の子会社(すなわち、中国居住者企業の持分の譲受者)の持分が上層の株主に譲渡されたものとみなせば、再編後の3年間、譲渡者は譲受者の持分を譲渡しないという条件を満たせないことになり、特殊税務処理の適用可能性にも疑問が生じることになる。このことから、72号公告の公布は特殊税務処理の適用可能性をめぐる論争をすべて解決することにならず、新たな問題を生み出すことになったといえる。

上記の事案においても、この点について議論されたが、芝罘区人民法院は税務局の見解を支持する判決を下した。すなわち、中国居住者企業の直接の国外出資者が他の国外企業に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の出資者の

変更は、第 7 条にいう、企業で“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”が発生した場合に該当するとの判断を示し、第 7 条の規定に基づき、上記の事案における納税者は特殊税務処理を適用できないとした。

また、税務局は上記の事案において、自らの見解を支持するために 72 号公告を引用した。59 号通達の第 7 条第(一)項の状況に該当するのは、中国居住者企業の直接の国外出資者が、当該出資者の中国国外の子会社に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の持分の譲渡であるというのが、当該公告に対する税務局の理解であった。これに対して納税者は、72 号公告は合併行為の後に公布されたものであり、上記の事案には適用されないと主張したが、この点についても法院は税務局の見解を支持し、納税者の主張を退けた。

特殊税務処理は M&A 取引を奨励するために導入されたものであり、国務院が 2014 年に発布した国発[2014]14 号の通達においても、特殊税務処理の適用範囲を拡大するという目標について述べられている。しかし、我々の実務上の経験によれば、再編取引(特にクロスボーダーの再編取引)に特殊税務処理を適用することにはなお一定の難しさがある。まず、59 号通達の第 7 条の規定に基づき、特殊税務処理を適用できるクロスボーダーの再編取引の範囲は限定的であり、実務においてよく見られるクロスボーダーの再編取引(例えば、上記の事案におけるアップストリームの吸収合併)は含まれていない。また、現行の規定には曖昧さがあり、政策の理解およびその実行に関する不確実性が増すことになる。今後、政府が再編取引(特にクロスボーダーの再編取引)を促進するために、特殊税務処理の機能をさらに発揮させることを望むならば、現行の 59 号通達の第 7 条等の関連規定の見直しを行い、現行の規定および実務における問題点を明確にした上で、特殊税務処理を適用できるクロスボーダーの再編取引の範囲を拡大することの可能性について検討することが必要になるだろう。このことは、再編取引に係る税制の公平性と税法適用の確実性を高めることにもつながる。

なお、再編取引に対する各地の税務局の実務上の取扱いは一律ではない。例えば、上記の事案と類似する再編取引について、事前裁定²を申請する形で、特殊税務処理の適用について同意する旨の意見を所轄税務局から得て、実際に特殊税務処理を適用したという納税者もいる。中国は判例法の国家ではないが、上記の事案と類似する再編取引について、特殊税務処理の適用に同意する旨の意見を所轄税務局から得た納税者は、今回の判決の意義とその実質的な影響に留意する必要があるだろう。ある納税者の既に得ている事前裁定の結果が、状況が同じ他の事例の法院の判決と一致しない場合に、事前裁定の効力をどのように捉えるべきなのか、納税者が事前裁定に基づいて得た税務上の利益を取り消し得るのか、もし取り消し得るのであれば、法律の確定性の原則に反するのではないかといった問題がある。中国では現在、租税徴収管理法の改正作業が進められる中で、租税事前裁定制度の導入についても検討されている。当該制度の導入に向けて、上述した問題は慎重な研究を行うに値する課題といえるだろう。

2 中国にはまだ正式な事前裁定制度はないが、一部の地域では既に一定の納税者(例えば大企業)に対して、事前裁定の試みを行っているとの報道がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。